

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	総合政策課	整理番号	2-2
処分の種類	戒告、業務の全部若しくは一部の停止、又は登録の消除			
根拠法令条例等・条項	不動産の鑑定評価に関する法律第41条			
処分の概要	<p>・不動産の鑑定評価に関する法律又は当該法律に基づく知事の処分に違反した不動産鑑定業者に対し、戒告を与え、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。</p> <p>・不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士が、故意に不当な不動産鑑定等を行い、国土交通大臣から懲戒処分をうけた場合等において、業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該不動産鑑定業者に戒告を与え、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】不動産の鑑定評価に関する法律第40条、第41条 (不当な鑑定評価等についての懲戒処分) 第四十条 国土交通大臣は、不動産鑑定士が、故意に、不当な不動産の鑑定評価その他鑑定評価等業務に関する不正又は著しく不当な行為(以下「不当な鑑定評価等」という。)を行つたときは、懲戒処分として、一年以内の期間を定めて鑑定評価等業務を行うことを禁止し、又はその不動産鑑定士の登録を消除することができる。不動産鑑定士が、第六条又は第三十三条の規定に違反したときも、同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、不動産鑑定士が、相当の注意を怠り、不当な鑑定評価等を行つたときは、懲戒処分として、戒告を与え、又は一年以内の期間を定めて鑑定評価等業務を行うことを禁止することができる。</p> <p>3 国土交通大臣は、不動産鑑定士が、前二項の規定による禁止の処分に違反したときは、その不動産鑑定士の登録を消除することができる。 (不動産鑑定業者に対する監督処分) 第四十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた不動産鑑定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その不動産鑑定業者に対し、戒告を与え、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消除することができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき。</p> <p>二 不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士が、前条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由があるとき。</p>			
基準の制定根拠	—			